令和4年9月1日

第3回人権擁護施策推進審議会　資料②

**人権行政推進本部会議（第2回：R4.1.20、第３回：R4.8.2）と人権擁護施策推進審議会（第2回：R4.6.1）における主な意見と反映状況**

【第２章　基本的な考え方】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容（概要） | | 意見 |
| バリアフリー法の改正に伴う「心のバリアフリー」についても記載すべきではないか | P6 | P5の表中にバリアフリー法を追加するとともに、心のバリアフリーの取組の推進について記載 | 事務局 |
| こども基本法について記載すべきではないか | P6 | 子どもの権利に関する初めての基本法である「こども基本法」について記載 | ③推進本部 |
| 「差別撤廃・人権擁護都市」宣言を記載するべきではないか | P7 | 「差別撤廃・人権擁護都市」宣言について、本市の大きな取組の一つとして記載するとともに、表に追記 | ③推進本部 |
| 同和行政基本方針を記載すべきではないか | P7 | 表中に「同和行政基本方針」を追記 | 庁内照会 |
| オンラインでの活動機会が増えた昨今において、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」は重要ではないか | P7 | 表中に「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を追記 | ③推進本部 |
| 「人権尊重のまちづくり条例」と「SDGｓ」は人権行政において重要な柱であるため、体系図の中で位置づけるべきではないか | P8・9 | 本市の人権行政の大きな方向性を示すものとして、「人権尊重のまちづくり条例」について本文中に記載するとともに、P9の体系図に追記 | ③推進本部 |
| 基本的考え方を分かりやすく印象づけた方がよい | P10 | 表題の下に「~一人ひとりの違いを受け入れ、あなたをあなたと認め、私を私と認め合える社会へ~」とサブタイトル的に表記 | 事務局 |
| 人権は一部の人の問題ではなく、すべての人の問題であり、ひいては社会全体の問題であることをしっかり示すべきではないか | P10 | 「すべての人に関わる社会全体の問題である」ことを記載 | ②審議会 |
| ダイバーシティ社会の構築を阻むものとして差別、マイノリティに対する誤解や偏見などがあるということを明記すべきではないか | P10 | 多様性を認め合う社会の阻害要因として、差別意識や偏見などがあることを記載 | ②審議会 |
| 大東市人権教育基本方針を明記して、整合性を図るべきではないか | P11 | 令和４年４月に改訂された「大東市人権教育基本方針・大東市人権教育推進指針」に触れながら、平和な社会の尊さ及び教育の重要性を記載 | ②審議会 |
| 昨今のロシアのウクライナ侵攻などを踏まえ、平和な社会の尊さをすべての世代が学ぶ平和教育の重要性を示すべきではないか |
| 部落差別解消法では、「教育」「啓発」「相談」について定めており、基本方針においてもこの３点について記載すべきではないか | P11  ~12 | 新たに「（３）相談・救済体制の充実」の項目を追加 | ②推進本部 |
| 相談と救済はセットで考えるべきではないか | 「相談・救済」をあわせて、体制の充実を行うことを記載 | ②審議会 |
| タイトルに「市民との協働」を謳うのであれば、公民連携事業だけでなく「市民協働」も記載するべきではないか | P12 | 「市民会議」や「市民協働」について記載 | ③推進本部 |
| 人権をしっかりと土台に置きながら公民連携を図っていくことが望ましい | P12 | 「人権尊重に基づく」協働の視点を記載 | ②審議会 |
| 「行政と市民」に加えて「関係機関」との連携が必要ではないか | P12 | 関係機関との協力・連携について記載 | 事務局 |
| 職員の意識向上が必要なのではないか | P12 | 職員自身の意識向上について記載 | ③推進本部 |
| P10のサブタイトル「一人ひとりの~」とP13の体系図の文言を揃えるべきではないか | P13 | ~一人ひとりの~というP10の文言にあわせて修正 | ③推進本部 |

【第３章　人権問題の現状と取組の概要】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容（概要） | | 意見 |
| 個別の項目に入る前に、再度、人権問題はすべての人に関わる問題であることを意識づけた方がよい | P14 | 前文で、人権がすべての人に関わる問題であり、当事者意識をもち人権尊重のまちづくりを進める必要性を記載 | ②審議会 |
| ＤＶは身体的暴力だけでなく、経済的暴力、心理的暴力など様々な暴力があり、かつ個人の問題というよりも社会の問題として捉える必要がある | P14 | ・ＤＶについては「身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力、社会的暴力」を含めたものであることを記載  ・暴力を容認する社会通念などの社会構造の問題についても指摘 | ②審議会 |
| 不登校児童・生徒については、隠れ不登校の子どもたちの存在にも触れるべきではないか | P15 | 隠れ不登校の存在についても触れ、その上で、一人ひとりの違いや個性を認め合える多様な学びの機会の提供を進めること記載 | 事務局 |
| 隠れ不登校について、分かりやすく説明すべきではないか | P15 | 学校を休みがちであったり、なんとなく馴染めない子どもなど、さまざまな隠れ不登校がいることを記載 | ③推進本部 |
| 市民意識調査では、「出生前診断で障害を持っていることが分かった時、生まない選択をするのはやむを得ないと考える人の割合」は、障害者自身において高い傾向があるとのことだが、分かりにくい表現になっている。障害者自身が自由な選択を躊躇する意識を持っている現状と、そうした社会に課題があることを分かりやすく記載すべきではないか | P18、19 | 「障害者自身において、障害者の子どもを産むことを躊躇する傾向」にあることと、そうした社会の改善が必要であること、また、国連の障害者権利条約を踏まえて社会全体で障壁をなくしていく責務があることを記載 | ②審議会 |
| 国連の「障害者権利条約」における障害者の考え方について、ニュアンスを正確に伝えるべきではないか | P19 | 障害者を、保護や福祉の対象「から」権利の主体へと転換するというニュアンスに変更 | 庁内照会 |
| 障害者差別解消法で求められている「合理的配慮」について記載すべきではないか | P19 | 障害の有無に関らず、一人ひとりの特性や場面に応じてバリアを取り除く「合理的配慮」について記載 | ②推進本部  庁内照会 |
| 「合理的配慮」についての記載をもう少し丁寧にすべきではないか | P19 | 一人ひとりの特徴や場面に応じてバリアを取り除くための「合理的配慮」について理解を深め、実践することを記載 | ③推進本部 |
| 同和問題について、いまだ残された課題があることに触れ、それに対して本市が向き合う姿勢を示すべきではないか | P19  ~20 | 特別措置法失効後も大東市同和行政基本方針に基づき課題解決に取り組んできたことを記載 | ③推進本部庁内照会 |
| 部落差別解消法が制定された趣旨を踏まえ、内容を丁寧に記載すべきではないか | P19  ~20 | ・偏見や差別が未だ根強く残るという実態を重く受け止めて法が制定されたことを記載  ・本市がこれまで積極的に取り組んできた同和教育の実績をもとに、正しい認識と理解を深めるための学習・啓発の重要性について記載 | ②審議会 |
| 昨今は、ヘイトスピーチだけでなく、ヘイトクライムまで進んでいる現状があり、「ヘイトクライム」も記載すべきではないか | P20  ~21 | ヘイトスピーチがインターネット上で拡散されているという実態に加え、それらの情報をうのみにしたヘイトクライムも起きているということを記載 | ②審議会 |
| 外国人居住者が多いという本市の特性を踏まえ、大東市独自の取組や方向性が必要ではないか | P21 | 本市における外国人住民人口が約3千人いるという実態に触れるとともに、国籍を問わず誰もが暮らしやすい社会の構築に向けて相互理解を深める文化の醸成及び日本語を学ぶ機会の提供について記載 | 事務局 |
| 感染症に対する偏見や差別は新型コロナウイルスだけではない | P21 | 表題の「新型コロナウイルス感染症等」という表記を削除し、広く「感染症等」という文言に修正 | ②審議会 |
| 感染症に対する人権問題について大東市が今後取り組んでいくべき方向性が必要ではないか | P22 | これまで取り組んできた「STOP！コロナ差別キャンペーン」に触れ、こうした啓発を引き続き行っていくことを記載 | 事務局 |
| 今後の方向性の中で「デジタルデバイド」について記載がされているが、その前段で何も触れられていない | P23 | インターネットの活用により、利便性が向上した一方で、デジタル機器を持たない・使いこなせないことにより情報弱者が生まれていることを追記 | 事務局 |
| 年齢が上がるにしたがって、インターネットで収集した情報の真偽もインターネットで行う傾向があり、結果として誤った情報を拡散してしまう恐れがある、ということをもう少し分かりやすく表現できないか | P23 | 20歳代以下ではインターネット上で収集した情報を信用していない傾向があるのに対し、30歳代以上では、インターネット上の情報を正しいと考える傾向がみられ、それが誤った情報を拡散する危険性につながる意に修正 | ②審議会 |
| すべての世代へのインターネットリテラシーが求められる | P24 | インターネット上では容易に加害者になりうることについて明記し、誰もが被害者にも加害者にもならないための教育・啓発の充実について記載 | ②審議会 |
| パワハラやセクハラなどが社会問題化しており、重要な人権問題である | P25 | ハラスメントの項目を新たに追加し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、様々な場面で人権侵害が起きている実態について記載 | ②推進本部 |
| 「その他人権問題」の項目について、国を挙げて取り組む問題と身近な地域で取り組んでいく問題が混在しているので整理してはどうか | P25  ~27 | 「その他人権問題」を9つの小項目に再整理 | ②推進本部 |
| 犯罪被害者については、精神的苦痛以外にも問題があることを記載すべきではないか | P26 | 精神的苦痛に加え経済的問題を追記 | ③推進本部  庁内照会 |
| こころの病については、本人だけの問題というより、相談しづらい、適切な治療につながりづらいという社会の課題でもあることを示すべきではないか | P27 | 社会環境として「誰にも相談できない」「適切な治療につながりづらい」状況にあることを記載 | ②審議会 |
| 災害時の人権配慮も重要ではないか | P27  ~28 | ・「東日本大震災に起因する人権問題」という表記を「震災・水害等の災害に起因する人権問題」に変更し、避難時の人権配慮の必要性について追記  ・本市では人権に配慮しながら避難所の確保や環境整備、情報伝達に取り組んでいることを記載  ・今後の方向性の中ですべての人の安全・安心が確保されるように取り組んでいくことを記載 | 事務局 |
| 「その他人権」に対する今後の方向性に大東市独自の記載が必要ではないか | P27  ~28 | ハラスメント問題や災害時の配慮など、本市の今後の方向性を記載 | 事務局 |
| 犯罪被害者に対する今後の取組についても記載すべきでないか | P28 | 犯罪被害者問題の支援の検討について記載 | ③推進本部  庁内照会 |

【第４章　人権行政の推進】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容 | | 意見 |
| マジョリティ側が非難されて、マイノリティ側が得をしているという差別意識について、その根底には人権を侵害されている人々への無理解があることを明記した方が分かりやすい | P29 | 「人権を侵害されている人々への無理解」が「マジョリティ側が逆差別を受けている」という新たな差別意識を生み出す要因になっていることを記載 | ②審議会 |
| 人権教育・啓発については、単発で行っても根付かせるのは難しく、様々な機会と繰り返し伝える機会、そして市民が主体的に取り組んでいくことが重要である | P30 | 「繰り返し伝える啓発」「様々な機会」「市民による主体的な人権啓発活動」について記載 | ②審議会 |
| 人権教育・啓発については、幼少期から大人まで、しっかりと取り組んでいくことが重要である  またそれらを教える教員の育成も重要である | P30  ~31 | 「③幼少期からの切れめのない教育・啓発の推進」という項目を新たに追加し、幼少期からの年齢段階に応じた人権教育の重要性を記載するともに、「人権教育基本方針・大東市人権教育推進指針」に基づく教員の育成について記載 | ②審議会 |
| 人権教育として、性教育や平和教育にも触れるべきではないか | P30  ~31 | 「自分の心や体や性に関することは自分だけが決める権利をもつ」という人権教育としての性教育や人権尊重の土台となる平和教育について記載 | ②審議会 |
| 部落差別解消法では、「教育」「啓発」「相談」について定めており、基本方針においてもこの３点について記載すべきではないか | P31 | 新たに「２相談・救済体制の充実」の項目を追加 | ②推進本部 |
| 相談と救済はセットで考えるべきではないか | 「相談・救済」をあわせて、体制の充実を行うことを記載 | ②審議会 |
| 平成17年策定人権行政基本方針では人権文化センターの役割が明記されている。市の人権行政を考えるときに人権文化センターが大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、改訂に際しても記載すべきではないか | P32 | 地域における人権行政の中心的役割を担っている人権文化センターをはじめ、全庁をあげて人権行政を推し進めることを記載 | ②審議会 |
| 庁内推進体制の中で、職員の意識向上に向けた研修について記載すべきではないか | P32 | 業務上、市民の権利等に深くかかわる市職員の人権意識を向上させるための人権研修の充実について記載 | ③推進本部 |
| 市民との連携・協働の中に「市民会議」も入れるべきではないか。また、公民連携事業も入れてはどうか | P32 | 市民会議等も活用した市民との連携・協働について記載するとともに、公民連携事業の推進を記載 | 庁内照会 |

【全般】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容 | | 意見 |
| 全体が分かるような体系図があった方がよい | P13 | 体系図を追加 | ②推進本部 |
| SDGｓの各ゴールに関連する内容にはアイコンをつけてはどうか | 第３章 | ・項目ごとに関連するゴールのアイコンを表記  ・説明付きアイコン一覧の追記 | ②推進本部 |
| SDGｓのアイコンの文字が見づらい | ③推進本部 |
| 第4章の各項目と、第2章の（2）人権教育・啓発の推進、（3）相談・救済体制の充実（４）人権尊重に基づく行政と市民・関係機関等との協働・連携による地方自治　に重複感があるので整理が必要ではないか |  | 第2章は理念、第４章は具体的な内容という棲み分けで整理（文章の内容は変更せず） | ③推進本部 |
| それぞれのページの下に用語解説があった方がよい |  | ・各ページの下部に用語解説を記載  ・解説用語を複数回使用する際などには、文中にも説明文をできるだけ簡易に盛り込む | ②審議会 |
| 難解な用語は本文中でも説明をした方が分かりやすい | ③推進本部 |